

議案第 2 1 号

佐倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 3 0 年 2 月 1 9 日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉市介護保険条例の一部を改正する条例

佐倉市介護保険条例（平成12年佐倉市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「28,200円」を「27,000円」に改め、同項第2号及び第3号中「42,300円」を「40,500円」に改め、同項第4号中「50,800円」を「48,600円」に改め、同項第5号中「56,400円」を「54,000円」に改め、同項第6号中「67,700円」を「64,800円」に改め、同号ア中「という。）」の次に「(租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加え、同項第7号中「73,300円」を「70,200円」に改め、同号ア中「190万円」を「200万円」に改め、同項第8号中「84,600円」を「81,000円」に改め、同号ア中「190万円以上290万円」を「200万円以上300万円」に改め、同項第9号中「95,900円」を「91,800円」に改め、同号ア中「290万円」を「300万円」に改め、同項第10号中「107,200円」を「102,600円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「25,400円」を「24,300円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の佐倉市介護保険条例の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。